

一般事業主行動計画

- 1、計画期間 2019年3月1日から2024年2月28日
- 1、目標 育児休業制度に関して関係法令及び給付等の制度等を職員へ周知。
- 1、対策 育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法に基づく諸制度の周知徹底。
該当希望者には、社会保険労務士による相談会の開催。